

第1号様式（第3条関係）

消防法令適合通知書交付申請書

(2) 年 月 日

(1) 消防署長 様

申請者
 住所 (3)
 氏名
 連絡先

下記の届出住宅の部分について、消防法令適合通知書の交付を申請します。

記

1 名称（届出住宅の名称）

(4)

2 所在地（届出住宅の所在地）

3 届出住宅に関する事項等 (5)

(1) 面積

届出住宅が存する防火対象物の延べ面積 (m ²)	届出住宅部分の床面積 (m ²)	宿泊室（宿泊者の就寝の用に供する室）の床面積の合計 (m ²)

(2) その他の事項

住宅に人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在（住宅宿泊事業法第11条第1項第(6)2号の国土交通省令・厚生労働省令で定めるものを除く。）とならない

4 申請理由 (7)

住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の規定による届出
 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第4項の規定による届出

※受付欄	※経過欄

備考 1 該当する場合は、□にチェックを入れること。

2 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項又は第4項の規定による届出書又は当該届出書に添付することを予定している書類を確認する場合や当該書類の写しの提出を求める場合があります。

3 ※印の欄は、記入しないこと。

消防法令適合通知書交付申請書の記入要領

記号	記入事項及び記入要領
①	住宅宿泊事業を行う場所を管轄する消防署の消防署長あてに提出をしてください。 (記入例) 上越消防署長 宛
②	申請書を提出する日付を記入してください。
③	申請者の住所・氏名・連絡先の記入してください。
④	届出住宅の名称・所在地を記入してください。
⑤	○届出住宅部分とは 住宅宿泊事業法に基づく届出を行い、住宅宿泊事業を営む住宅の部分のことを言います。(住宅宿泊事業法第3条第1項) ○宿泊室の床面積 宿泊室の床面積には、押入れや床の間は含まない。面積算定方法は、壁その他の中心線で囲まれた部分の水平投影面積とします。 (住宅宿泊事業法施行規則第4条第4項一号チ(4) 住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン) 2-1 (1) ④)
⑥	家主居住型か家主不在型かの確認を行います。チェックを入れると住宅に人を宿泊させる間、事業者が不在とならないことを申請することになります。
⑦	住宅宿泊事業法第3条第1項の規定による届出 ⇒ 新規の場合 住宅宿泊事業法第3条第4項の規定による届出 ⇒ 既に届出をしており変更する場合 どちらかにチェックをしてください。

消防法令適合通知書交付申請書には、必要な添付書類があります。

詳しくは、別紙の「消防法令適合通知書交付申請書の添付書類について」を参照してください。